

○鈴木（浩）委員長 ただいまより建設経済常任委員会を開会する。

当委員会に付託された議案は7件である。審査順序はお手元に配付の審査順表のとおり、都市政策部、環境部、建設部として進めたいと思うが、御異議はないか。（異議なし）

都市政策部所管の議案の審査に入る。

議第51号「焼津市景観まちづくり条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○鈴木（浩）委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○杉崎委員 非常にいい条例だと思うんですけども、きのうの議会の中でもちょっと質問があったけれども、これはあくまでも区域の指定とか、樹木の指定とか、建物の指定という単独条例、単独条例というか、そういう考え方なんですよ。

そうすると焼津市内の全体の景観という考えでいくと、これと、それと例の看板、不法建築物とか、立て看板とか、そういったものとの関連、ここへ関連づけることはないんだけど、片方は罰則規定があって、こっちは罰則規定というのはちょっとないよなんだけど、その辺の兼ね合いをうまく関連づけた、この条例の中へも。何かそういうものをつけておいたらいいかなと思うんですが、その辺話し合いは何かされたのかどうか。

○篠宮都市デザイン課長 この景観計画と条例につきましては、届け出の基準、そういったものは今議員御指摘のとおり区域が定まっていたり、あるいは高さが15メートル以上、あるいは1,000平米以上の開発にかかわるもの、そういう区域の景観の基準がございしますが、景観計画の中では届け出はそういったものがございしますが、そういう適用除外のものであっても景観まちづくりに関する意識の醸成と、そういったものを計画の実現に向けた行動として定めておりますので、区域にかかわっている、あるいは樹木だとか建造物に固定しているものではないというふうに思っております。

それから、屋外広告物につきましては、きのうの議案質疑の部長答弁でもございましたように、屋外広告物法との関連性、補完、そういうものをしていくと。有害な屋外広告物については県条例、あるいは風営法、そういったものとの関連法令と密接に連絡を取り合っていくということになるかと思えます。

○渋谷委員 来年の1月1日から施行という形をとるということですが、それはいいんですけど、基本的にこの概念というか、第1条の目的のところを書いてあることが1つの、これで言うとなればだね。愛着の醸成とか、そういうような部分での成果はあるかもしれないですけど、具体的に言うと例えば花沢の里のところとか、焼津の旧の浜通りのところというようなところが浮かんでくるんですけど、具体的にこれができることによって今の現状の運営とか、これからの持っていく方に関して具体的な、こういったことができるよとか、こういったようなことに変化があるんじゃないかということ

はあるのでしょうか。

- 篠宮都市デザイン課長 景観法、あるいは景観計画でそれが直接的にそういったものに反映するというよりも、定住人口、交流人口の一助になると。景観計画をつくることによって一気に活性化ができるだとか、あるいは人口がふえるだとか、愛着が増すということではなくて、そういった地域住民、事業者が一丸となってそういう景観まちづくりの意識を持つことで愛着が生まれる。

あるいは、愛着を生むということでそこに住んでみたい、住み続けたい、そういったものも連携する一助になる。そういうことがこの景観計画の主な趣旨で、焼津市という基礎的な自治体の中で中心的な役割を持つというのが景観行政団体としての役割というふうに思っていますので、景観計画が全てそういったものにつながるということではなくて、あくまでもそういったものの一助になるというふうに御理解はさせていただいています。

- 渋谷委員 だろうなと思うんだけど、条例としてつくる、制定する以上、やっぱりそのところ、つくったぞという効果が出てこないとまずいと思うんですよ。だから、さっき1月1日からだねと言ったけれども、じゃ、こういうのができましたよって市民に周知するとかというような、一応焼津市でもそういうのがなきゃ格好がつかないからつくったよというようなイメージじゃまずいと思うんですよ。

だから、これをつくることによって焼津市民の皆さんが一生懸命そういった意識を持ってくださいねということで作るならば、できましたというそういった周知するようなことは考えていますか。

- 篠宮都市デザイン課長 あくまでも1月1日にこだわっているのは周知期間ということ、実際にはホームページ、あるいは「広報やいづ」を使って幅広く市民に周知するとともに、実際の申請期間に当たる建築士会、あるいは建設業関係、不動産関係、行政書士、そういった方々には別途通知をするなどして、こういった景観行政の周知を努めてまいります。

一般市民につきましては、先ほど言った「広報やいづ」、それとホームページ等で公表、周知をしております。

以上でございます。

- 池谷委員 質疑というよりは要望なんですけど、イラストとか、わかりやすいイメージが、要は「広報やいづ」なんかに掲載するときもそうなんですけれども、いつも皆さんから言われるのは、よくなるために何かをするというのはわかるんですけど、何せその説明をするのが、例えば僕らもしっかり勉強してから伝えなきゃならないんですけど、おぼつかない状態でその制度だけがひとり歩きするのはもったいないと思いますので、見て読んでわかりやすい広報の仕方をよろしくお願いします。

以上です。

- 石田委員 25ページの活動団体、景観まちづくりの活動団体のところなんですけれども、景観まちづくりにふさわしいという活動をしている団体を認定する方向性を定めてはあるんですけど、市民に周知するというのと、これを広く活用していくという意味で市民を巻き込むということはすごい大切だと思うんですけど、活動団体に仕掛けじゃないんですけど、何かアクションを起こして説明会をするとか、広報ともダブるところが

あるんですけども、何かそのようなことを考えていらっしゃることももしあるようでしたらお聞かせ願いたいんですけど。

○篠宮都市デザイン課長 景観まちづくりの活動団体としては、緑化、美化、それと景観に関するイベントの開催等で景観まちづくりに関する活動を行っていただける団体というものを想定はしております。公園緑化なんかいろいろそういうボランティア、あるいはNPO関係も一部かかわりがありますので、そういったところについては連携をとっていききたいというふうに思っています。

○鈴木（功）副委員長 景観を守っていくということで大切なものだと思うんですけど、市内で見かける荒れた農地だとか、あるいは空き家なんかでその敷地内の樹木が荒れているだとか、そういった状況での景観とこの条例とのかかわりというか、何か出てくるんでしょうか。

○細田都市政策部長 当然議論の中では委員がおっしゃるような耕作放棄地、現状の中にはこれとは別にことしの2月9日に全員協議会で御報告をさせていただいた景観計画、これはこちらの条例によって担保されますので、同日の施行日で景観計画の策定ということになるかと思うんですが、その中には今委員がおっしゃったような耕作放棄地という言葉自体がちょっとよくないものですから、その辺のあれは変えさせていただくような形で、表現としてはそういうのも当然現状の中で認識させていただいて、当然また議論も御存じだと思うんですが、また審議会の中でもそういう話が出ております。

空き家についても出ておりますが、ただ実際それを景観上好ましくないというところは認識はしておるんですが、ただ当然この条例の中でそれを対応するというのではなくて、空き家につきましては当然そちらの空き家の条例がございますので、そちらで対応していくと。

昨日議会の中でも一般質問にございましたように、例えば高草山のいろいろそういう、杉崎委員なんか非常に御質問もいただいておりますが、そういった農地の問題だとかというのをこの中でやっていくということではなくて、また焼津市全体でいろんな担当部局を合わせまして、そういったものをどういうふうに対応していくかというのを個々に考えていきたいなと思っておりますので、1つの景観の中ではちょっといろいろ問題があるところがございますが、個別のところでは担当部で一生懸命そういうのは対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いしたいと思えます。

○杉崎委員 今せっかく鈴木委員のほうからお話があったもんで、要するにこういう単独条例的なものって単独的に個別、個別、個別となっていくもんだから、やっぱりそこにさっき私が言った横の関連性を持たせてそういうことをつくっておかないと、空き家は空き家でやりますよ、これは景観でやりますよ。この一歩先を行くと、例えば景観上重要な建物と思われるもの、樹木って出てきますよね。

そうすると今度は文化財指定が絡んできますよね。そういうところへ。そういう形、絡むというか、ちょっと意味は違うだろうけど、そういうのもそっちはそっちで単独となっちゃうもんだから、その辺のところはぜひ横で関連づけることで何か工夫をしていただければと思います。

○細田都市政策部長 委員おっしゃるとおりでして、そういった意味では1つの景観という条例、あるいは景観計画というもの、1つ焼津市としての景観に関するものができま

すので、そういう中でやっていきたいと思っております。

ただ、先ほど言いましたように、基本的に景観計画の中に方針を掲げておまして、そういう中には先ほど鈴木委員からおっしゃった空き家のことだとか、例えば農地のことだとか、そういうのもうたっておりますので、そういう中で景観計画としては焼津市全体の景観をどうしようかというのうたっておりますので、それを横串ですか。焼津市全体として、景観として対応していくと、考えていくということには1つの大きな条例と計画合わせて1つのものができるということで、ただそういう中で各部局と協力しながらやっていくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○鈴木（浩）委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。（なし）

◇採決の結果、議第51号「焼津市景観まちづくり条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○鈴木（浩）委員長 以上で都市政策部所管の議案の審査は終了した。  
暫時休憩する。

休憩（9：22～9：23）

○鈴木（浩）委員長 会議を再開する。

環境部所管の議案の審査に入る。

議第53号「焼津市汐入下水処理場の建設工事（水処理棟・ブロワー棟設備更新）委託に関する協定の締結について」及び議第54号「焼津市汐入下水処理場の建設工事（水処理棟等耐震補強）委託に関する協定の締結について」は関連があるので一括議題としたいが、御異議はないか。（異議なし）

それでは、一括議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○鈴木（浩）委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○渋谷委員 この耐震診断をしたところの業者は同一業者なのかどうなのか。それで、それはいつ耐震診断をしたかということをお願いします。

○曾根下水道課長 耐震の診断につきましては、平成29年度に同じく日本下水道事業団のほうに委託してございます。

以上です。

○杉崎委員 この前も寄らせていただいたときに御説明いただいたんですけども、この工事、議第53号のほうのブロワー棟から運転設備から全部、実際に今稼働している状況で新しいものをつくるという解釈でまずいいんですね。

そうしますと、今度古くなったほうのものはもう30年以上経過しているからそのままは使えないと。そこは今度どういう形で、2系統でもう一回使えるような形にするのが望ましいのか、なくなっちゃったほうがいいのか。要するにキャパの全体の量はふえるというのも聞いているんですけど、その辺のところをちょっと御説明ください。

○曾根下水道課長 現在処理できる箇所というのが4カ所ございまして、その1系統、2系統について更新を行いまして、残りの3系統、4系統の中での稼働という形になります。それでやりくりしていくような形になります。

まだ全てが終わるわけではありません。更新関係が全て終わるわけではありませんので、平成32年度以降において3系統、4系統のほうの設備更新を行う予定であります。

以上です。

○杉崎委員 わかりました。

○渋谷委員 そうすると、今度その後の3、4系統の更新は予算的には同じような金額になるのでしょうか。

○曾根下水道課長 規模的にはほぼ同じぐらいになるかと思います。金額につきましては今はまだ確定はしてございませんが、同じような規模の更新になりますので、同じような金額になるかと思います。

以上です。

○鈴木（浩）委員長 これ、そもそも予定価格に対して契約金額の割合というのはどのぐらいになっているんですか。

○曾根下水道課長 ちょっと確認なんですけど、契約を締結しようとしている金額と何との違い。

○鈴木（浩）委員長 結局焼津市側が積算した予定価格ってあると思うんですよ。それに対してこの下水道事業団とこの金額で今度契約しますよね。その差です。予定価格に対して契約金額との差。

○曾根下水道課長 今、協定しようとしている中で、工事関係につきましては事業団の中で市が行うような形の入札行為をしまして、設計から、それから工事行為そのものを行いますので、全体の規模額としての協定を結ぼうとするものであります。

○鈴木（浩）委員長 じゃ、そもそもこの金額は事業団が出してきたものなんですか。

○曾根下水道課長 はい。そのとおりです。

○鈴木（浩）委員長 そうですか。随契とはいえ、やっぱり市側がある程度工事で積算をした予定価格というのはあらかじめあって、それとうまくすり合わせをする中で事業団と契約金額の折衝をずっと思っていたんですけれども、じゃ、言い値で契約という、そういうことですか。

○曾根下水道課長 公共工事になりますので、こちらのほうでも確認行為というのはいたしております。公共工事としての発注をしていただきますので、市が行おうとする行為全体を委任するような形になります。

以上です。

○鈴木（功）副委員長 きのうの質疑の中にも随意契約でやることへの答弁があったんですけど、その中で稼働しながらということがありました。恐らく短い期間にやって、それでまたすぐ運転に入ってということを繰り返しながらやっていくんじゃないかなと思っておるんですけど、そういうふうにとこの業者でもできるものじゃないがなと、そんなふうに感じているんですけど、そういったことも配慮してこういった業者に随意契約をされたということでもいいのでしょうか。

○曾根下水道課長 まさしくおっしゃるとおりで、活かしながら行う行為そのものという

もののノウハウであるとか、そのもとに委託のほうをかけさせていただいております。  
それで、他市の例も同じかと思えます。

以上です。

○鈴木（浩）委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。（なし）

◇採決の結果、議第53号「焼津市汐入下水処理場の建設工事（水処理棟・ブローア棟設備更新）委託に関する協定の締結について」及び議第54号「焼津市汐入下水処理場の建設工事（水処理棟等耐震補強）委託に関する協定の締結について」は全会一致、可決すべきものと決定

○鈴木（浩）委員長 以上で環境部所管の議案の審査は終了した。  
暫時休憩する。

休憩（9：38～9：39）

○鈴木（浩）委員長 会議を再開する。

建設部所管の議案の審査に入る。

議第46号「平成30年度焼津市一般会計補正予算（第2号）案」中、建設部所管部分についてを議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○鈴木（浩）委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。（なし）  
質疑・意見を打ち切り、討論を許す。（なし）

◇採決の結果、議第46号「平成30年度焼津市一般会計補正予算（第2号）案」中、建設部所管部分については全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○鈴木（浩）委員長 議第47号「平成30年度焼津市港湾事業特別会計補正予算（第2号）案」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○鈴木（浩）委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○杉崎委員 今、暗算で、単純に考えて売払金が6億2,100万円、それから一般会計の繰入金の戻し分、それで港湾基金への繰入金の戻し分、今度はその下にある工事請負費という、それを引いた残りがそのまま積立金の補正額になるという解釈でいいですか。

○手塚大井川港管理事務所長 委員のおっしゃるとおりです。

○渋谷委員 次の議第55号のほうにもどうかという、それぐらいちょっと迷っているところだったんだけど、これってたしか3年ぐらい前にやっぱりやって不調に終わった案件だと思うんですけど、その不調に終わった経緯と、それからあとほかにこの類いの所有地があるのかどうなのか。その2点。

○手塚大井川港管理事務所長 前回の公募につきましては平成25年8月12日に公募しています。そのとき2社ほど申し込みがありましたけれども、入札参加の資格もありましたので、参加通知のほうは出させてもらったんですけども、結局2社とも入札参加辞退となりましたものですから、応募要領に基づきそのまま随意契約として、次の入札公告までの間は優先順というか、先着順になりますので、そんな形で今まで来ています。

それと、あと土地があるかということですね。一応港としては所有している土地、野積み等を除けば、港湾施設の土地を除けば今もう普通財産はこれではなくなります。

○渋谷委員 そうすると一応基金への入れるための要は財産を現金化したということになると思うんですけど、これで基本的な基金勘定というか、予算というか、そういうものはなし得たという解釈でいいですかね。

○手塚大井川港管理事務所長 委員のおっしゃるとおり一応資産としてはこれで、港湾施設の資産はありますけれども、それ以外の普通財産的な資産はなくなるという形になります。

○鈴木（浩）委員長 さっきの議第46号、さっきのちょっと関連するんですけど、一般会計繰入金の1,941万2,000円の減額というやつ、これは補正前1億6,432万8,000円で、補正後に1億4,491万6,000円になって、その差額分の1,941万2,000円が減額になるんですけども、これをちょっとわかるように説明してもらっていいですか。

○手塚大井川港管理事務所長 一般会計のほうの繰出金の話なんですけれども、一応他会計からの繰出金といって当初予算のほうにものっておりますけれども、大井川港として、基準財政需要額として、当初なんですけれども、1億3,371万6,000円と、あとふるさと寄附金基金1,000万円、それと津波対策あんしん基金が750万円と、あとそれでも足りない部分1,941万2,000円を市のほうから補填してもらっているという形です。

そのため、あと2月補正かな。ちょっと津波のほうの関係で減額補正がありましたので、現実的には津波対策あんしん基金については120万円になっておりますので、1億6,432万8,000円となっておりますけれども、当初は1億7,628万円でしたので、そんな内訳になります。よろしいでしょうか。

○鈴木（浩）委員長 審査は大丈夫だと思うんですが、内訳だけ大変申しわけないですが、ペーパーでもらっていいですか。後で。済みません。

○手塚大井川港管理事務所長 今述べたことを紙で。わかりました。

○鈴木（浩）委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。（なし）

◇採決の結果、議第47号「平成30年度焼津市港湾事業特別会計補正予算（第2号）案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○鈴木（浩）委員長 議第55号「財産の処分について」を議題とし、当局の説明を求める。（当局説明）

○鈴木（浩）委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○池谷委員 それでは、2つほど質疑させていただきます。

実際日本ホイス株式会社様が購入されて工場を建設されて稼働するのはいつごろか

というのをまず1つお聞きしたいのと、ここですね。隣が中国木材さんだと思うんですけど、今まで波消しブロックの製作とか、一般の方が、道路がついているんですけど、釣りをやる方は無理して中へ入っていますけど、通行不可能となっている地域の道路が横についているんですけど、その辺の道路の通行をこの後どういうふうになるのかというのと、このホイストさんの入り口、工場を建てた場合の入り口はどこになるかをまず教えてください。

- 手塚大井川港管理事務所長 稼働につきましては、応募要領の資格の中に土地の引き渡し後3年以内に事業を開始する事業者としてあります。申し込みの中には一応平成31年9月操業予定となっておりますけれども、いろいろ諸手続がありますので、この時期についてはまだ未定、本当に予定だと思われま。

それと、道路につきましては工場が来ますので、今閉鎖していますけれども、通行可にはなります。現行施設は一応通行可にしますけど、あと岸壁に直接くっついてしまいますので、その辺の管理のほうは検討していきたいとは思っております。

あと入り口につきましては、まだ概略の絵しか、概略というか、計画、事業計画書の中の絵しかないもんですから、基本的に言うと詳細のほうはホイストさんのほうでまだ設計が終わっていませんので、入り口についてはちょっとまだ判断しかねるというか、わからない状況であります。

以上です。

- 池谷委員 了解しました。

実は隣の野鳥公園もそうなんですけど、大分防波堤というんですかね。周りの設備も含めて古くなってきて、野鳥公園の前にもうやらないとは思いますが、野鳥の絵が描いてあって、ちょっと実はどこかの誰かのブログでは全国で3番目に汚い公園だというので、その管理者がもういなくて、ただホームページだけが、ブログかホームページだけが宙に浮いている状態になっていますので、そういった意味での周りですね。新しく企業が来るに当たっての周りのそういった再設備じゃないですけど、整備をまた、見映えと安心・安全につながると思いますので、お願いします。

あとこれはまだ全然わからないと思うんですけど、先ほど池谷委員が言っていたように、これで全てのあいている土地が全部埋まって、ただし燃料系の企業さんはこういう時代なのでどんどん縮小傾向にあって、反対側の燃料系のそういう土地はどうなるかわからないよというのが1つ、もし今後の先行きがわかればちょっと教えてもらいたいのと、各燃料系の会社だったりとか、皆さん独自の津波避難対策をすごいお金をかけてやってもらっているんですけど、そういった指導とか周りでそういう動きがあるよということはこの日本ホイストさんのほうにはそういう話も、この土地を購入するに当たってそういう話が出たかどうかだけ、済みません、お願いします。

- 手塚大井川港管理事務所長 石油の行き先についてはちょっと、減っていることは確かなんですけれども、今後どういう状況で進んでいくかというのはちょっとまだ今のところ把握はしていません。

それと、あと安全施設というとおかしいんですけど、それに対しては今後ホイストさんには振興会のほうに入ってもらって協力してもらっていくという形にさせてもらいたいと思っていますので、その中で指導というとおかしいんですけど、協力のほうを



お願いしたいという形にさせていただきます。

以上です。

○池谷委員 了解です。

○杉崎委員 今、池谷委員が質疑した内容とちょっとダブりますが、入り口という表現はひょっとしたら進入路のことを言っている。

○池谷委員 そうそう。進入路です。

○杉崎委員 要はこの道からこの土地へ入っていくのに、今、道路を2本通ろうかと思えば通れるんですよね。ところが、現状でいくと大型の車両が通るにはちょっと厳しいんだらうと。それで進入路のことをちょっと聞いていると思うんですよ。となると、市のほうの、今あそこに廃土置き場、昔の海運さんが持っていた土地のところ、そのところを何とかしないと自動車は入りにくいだらうと。船はこっちへ、岸壁へついてですよ。その辺が1つちょっと気になるなと言ったの。

もう一つ中国木材さんの話になるんですが、中国木材さんの本社って御存じのように呉というか広島にありますよね。これは福山ですよね。このホイストさんとの関係って御存じですか。リサーチとしてちょっと調べておいたほうがいいと思います。私が今言っているのは決しておかしい仲じゃないよという意味で言っている。それを知っているとお互いのところへ話をしたときに、ホイストさんもすごい協力してくれているんですよと中国木材さんへ言えるし、ここへ社長が来ることはめったにないけど。

逆に今度は中国木材さんも長いこと焼津だよという話の中で、お互い知っているけれども、その辺はちょっと調べておいたほうがいいかなと思いますので、言っておきます。

○手塚大井川港管理事務所長 今ここの日本ホイストさんの売り払いの場所なんですけれども、今、進入路としては通行どめにしているここの進入路しか考えておりません。こっち側の進入路はもう岸壁へ入るだけの進入路ですので、こちら、それでここに道みたいなものがあるんです。これはあくまでも中国木材さんの接道の道でなっていますので、実際は野鳥園の前に道がありますので、ここの道は6メートル以上あるもので、通行できていると思っています。

○池谷委員 今は通行どめです。フェンスがついている。

○手塚大井川港管理事務所長 中国木材さんとホイストさんのほうのリサーチというとおかしいですけど、ホイストさんも中国木材さんのことはよく知っておりましたので、問題は無いと思っております。

○杉崎委員 逆なんだよ。もっと深い一步踏み込むとおもしろいから、逆に。

○渋谷委員 これ、売買の条件の中に港湾施設としての利用という1項があったかと思うんですけども、多分クレーンをつくってそのクレーンをここから船で出すということだと思んですけど、それって出すときにはお金ってかかるよね。そういうのというのはどれぐらいとかという数字はあるんですか。予定通貨というか。

○手塚大井川港管理事務所長 委員のほうのお話ですけども、一応製造したのも出しますけれども、あと大連のほうにホイストさん、中国の大連のほうに工場を持っていますので、大型機械、クレーンに関しては海上輸送で持ってくるという形です。それで、国内でも北海道とかいろいろ点在していますので、営業的には日本全国ありますので、ある程度の大きさのものに関しては海上、船で出していくという話を聞いております。

あとお幾らかという話ですか。

○渋谷委員 そういった皮算用はあるのかな。

○手塚大井川港管理事務所長 皮算用は製品がどれぐらい出るかというので、大分出荷によって単価が変わってきますので、普通の岸壁使用料とあと利用料になると思います。ちょっと金額のほうは、概算はまだ出してありませんので、済みません。

○鈴木（浩）委員長 あとこういう財産を売り払いで処分をするときに、さっき補正予算で整地の工事費が3,400万円余計上されていましたが、そういう整地工事まできっちりやった状態では、どうぞという、そういう形というのが常なんですかね。

○手塚大井川港管理事務所長 整地というか、今回の場合は条件の中、公募の中の条件として整地というか、既存のものを撤去するという条件となっていますけれども、一般的には更地というとおかしいですけど、現状のまま売り払いになります。

それで、あとは売り方として、どれが正解か不正解かちょっとわからないんですけど、その分何かあるとしたらその分をさっ引いて単価を決めて売り払うパターンもありますし、今回みたくもともと更地というか、普通の土地に形状を戻して売り払うという、両方あると思いますけれども、どちらが正解かというのはちょっと言えませんけれども、今回はうちのほうが撤去して、撤去というか整地してきれいにして売り払う。けれども、そこはそこの部分だけでありまして、残りは現状のままという形になります。

○鈴木（浩）委員長 何かコンクリートの大きい固まりみたいなものがあるやに伺ったんですけど、ちょっと御説明を補足で。

○手塚大井川港管理事務所長 前に平成22年に国から無償で譲与されたときの、うちの譲与、もらうときの条件として、既設構造物がありますよという条件でもらい受けています。その構造物に関しては昔ここは海運建材さんという会社の選別機がありまして、その上の部分だけは撤去されたんですけど、下の部分が残ったままずっと、社的にも倒産してしまいましたので、下の部分が残ったまままで今まで国有財産として管理していたんですけど、それを譲渡するときそれつきで焼津市に譲渡されていますので、そういう流れとなっております。

○鈴木（浩）委員長 じゃ、その撤去費用と考えたらいいですね。この整地工事費というのはね。

○手塚大井川港管理事務所長 そうです。

○鈴木（浩）委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。（なし）

◇採決の結果、議第55号「財産の処分について」は全会一致、可決すべきものと決定

○鈴木（浩）委員長 議第56号「焼津市道路線の認定について」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○鈴木（浩）委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○杉崎委員 単純なことで教えてください。最初の五ヶ堀之内のほう、回転広場で最大幅員10メートルをつくってありますね。角の。今度はもう一つ、こちらは大住のほうなん

ですが、直接でいって71.6メートル延長、入り口のところは10.1だけれども、中は6.1、法的には問題ないだろうけれども、この場合は回転の場所ということは別に、法的には考慮しないだろうけれども、指導的にもそういうことはやられないのかなど。ちょっと聞かせてください。

- 大野土木管理課長 開発行為に伴う協議において、この辺に接地することについて、開発者と焼津市で協議している中で、最初の五ヶ堀についてはL字型で曲がっている路線になりますので、周りに住宅が張りついたときに入り口から見たときに奥がどうなっているかということが把握できないということで、中に入ったときに回転場で帰ってくる。

大住につきましては入り口から直線になっていますので、中をのぞけば行きどまりだということが判断できるというようなことで、あえてそこについては見通しができるといふことで設置していないというようなことで聞いております。

以上です。

- 杉崎委員 ありがとうございました。全然関係ない人のためにだね。
- 鈴木（浩）委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。（なし）

◇採決の結果、議第56号「焼津市道路線の認定について」は全会一致、可決すべきものと決定

- 鈴木（浩）委員長 以上で建設部所管の議案の審査は終了した。  
以上で当委員会に付託されていた議案の審査は終了した。  
これで建設経済常任委員会を閉会とする。

閉会（10：15）